

令和2年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年5月11日(月)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 令和2年5月11日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	8番	大淵 一弘	7番 嶋田 正忠
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

長洲・清里区域 磯川 伸哉
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
10. 提出議案

報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第4号	許可不要転用届について
議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第6号	農用地利用集積計画(案)の決定について
その他	

吉田事務局長

それでは時間前ですけれども、おそろいになりましたので始めます。  
起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和2年度第2回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

改めましておはようございます。

今、外を見てみますと、麦の色が黄金色に本当に色づいて、あと1週間か10日すると、麦刈りが始まるのじゃなかろうかと思えます。その前に苗床作りとか何とかで、たいへん米麦の方は忙しいと思えます。今コロナウイルスも、大分、治まってきつつありますが、今が一番大事ではなかろうかと思っております。もう少し我慢しながら、テレビ、ラジオ、報道によりますと、3密、3密と。その3密を守りながら、皆さん頑張っていたきたいと思います。

今日は第2回の定例会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

吉田事務局長

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の御報告ですが、本日委員は全員参加いただいております。本日の出席委員は10名中10名であり定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

分かりました。これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第4号「許可不要転用届について」、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、5番松野委員、6番濱崎委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。1ページです。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

受付番号1番と2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

濱北会長

簡単ではございますが、以上で報告第3号の説明を終わります。  
ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問、御意見等はございますか。

濱北会長

—ありません の声有—  
なければ、今の報告第3号は終わります。  
次に進みます。

吉田事務局長

2ページです。報告第4号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

それでは、報告第4号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします

受付番号が1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお、備考に許可不要規定を記載しておりますので御確認ください。

申請理由及び許可不要規定につきましては、議案書に記載の申請理由及び備考のとおりです。内容につきましては、有明広域の長洲分署等の建て替えによるものであります。また、説明資料1、2ページに、予定地の位置図、配置図を載せております。

簡単ですが、以上で報告第4号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等、御意見はございませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございます。ないようですので、報告第4号はこれをもって終わります。

なお、許可不要転用届済証明書を交付いたします。

次に進みます。

吉田事務局長

4ページです。議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

それでは、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の6、7ページをお開きください。受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては清里小学校南東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積6,501㎡、農作業歴44年の経験があり、家族二人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、管理機1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩5分ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を予定されています。また、申請地には樹木や竹が茂っているため、伐採を行い、適切に管理をするということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は7,094㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員3番の土山委員にお願いいたします。

土山委員 3番の土山です。

この現地は道路より2,3m高く、南の次の畑は2,3m低いであろうことで、ただし、入る余地がないんですよ。四輪トラクターは入れません。管理機が入る程度です。

それと、現況はこの写真のとおり、ソラマメをちょっとと、あとは奥のほうに柿の木なんかを切っている途中です。それから、竹あたりも大体処分してあります。農地としては申し分ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員 坂井です。先ほど説明にあったとおりで、接道はちょっと問題がありますが、管理機でしたら問題なく入れると思いますので、農作業に支障は差し障りないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長 ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有一

濱北会長 ありがとうございます。なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号1番は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。

受付番号2番、3番は関連がありますので、一括して説明を求めます。それでは、議案書の8ページから11ページになります。受付番号2番と3番です。ページがまたがりますけれども、よろしくお願いします。

8ページと10ページを見てください。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、2番が腹赤小学校の北側、それと、受付番号3番が長洲中

学校の東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。こちらも説明資料の5ページから8ページになります。併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積2,939㎡、農作業歴10年の経験があり、一人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、営農トラック1台を所有、トラクター1台、耕運機1台をリースにて作業されるということです。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、権利取得後はこれまでどおり農地として利用するため、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。また、周辺の住宅及び住民等に迷惑をかけないように作業し、農薬の使用については注意を払い、地域の防除基準に従うということです。

農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加及び地域での取り組みに遵守、協力するということです。

以上、受付番号2番、3番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。2番の補足説明を農業委員の4番、中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

4番の中嶋です。右側が宅地、左側が畑で、元々は人が住んでおられました。もうそこに人は住んでおられないと思います。

左側も同じ持ち主さんだったと思うんですけども、その方が今度売却されるということで、この補足資料の6ページ見ていただきますと、見たとおり、それと、図面を見ていただきますと、下も上も一緒ばってんが、全部町道に隣接しています。片一方は上の図面でいうと町道、この右側に家のあつとの下もまた町道で、ずっと一帯が1軒の持ち物だったと思います。この右側に道路のようなものがありますけれども、これも畑の中にきれいに生コンで道路があっちの町道までつながっている形です。両方ともに出られるような形で作とられました。

道と同じ高さでございますが、北側だけ1mぐらいの高さの段があるんですけども、そこもきれいにブロックというかコンクリできれいに打ってですね、何か作られるのかなと思いますが。

別に問題はないのかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見を伺います。

中村推進委員

中村です。今、詳しく説明があったところですが、別に何の問題もないと思いますので、審議のほどよろしく願いします。

濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、3番の補足説明を6番の濱崎委員にお願いいたします。</p>
濱崎委員	<p>6番の濱崎です。この場所は稲作用の水路、パイプなどもなく、申請人の畑として利用するという事なので、問題はないかと思えます。審議をお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今日は担当推進委員の磯川推進委員が休んでおられますので、これで一応、審議を終わりますが、何かこの件について、御意見等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p> <p>ありがとうございます。なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号2番、3番は原案のとおり決定いたします。</p>
吉田事務局長	<p>次に進みます。</p> <p>受付番号4番です。事務局より説明してください。</p> <p>議案書の12、13ページになります。受付番号が4番です。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、JAたまな長洲供給センター東側になります。</p> <p>申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の9、10ページを併せて御覧ください。</p> <p>申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。</p> <p>全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1万2,729㎡、農作業歴15年の経験があり、家族3人で作業を行っておられます。申請地はこれまでどおり畑として利用し、今後も全ての農地を利用するという事です。</p> <p>機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、散布機1台、営農トラック1台を所有、田植機1台、コンバイン1台をリースにて作業をされておられます。</p> <p>通作距離につきましては、自宅から車で2分程度という事です。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、権利取得後はこれまでどおり畑として利用するため、周辺農地の利用に支障を与えることはないという事です。農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加、地域での取り決めに遵守、協力するという事です。</p> <p>以上、受付番号4番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員9番の島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。現場は宮崎の坂のちょっと北側の高台ですね。畑としてあるけれどもそのまま利用するという事で、何も問題はないと思</p>

濱北会長	います。審議のほどよろしく申し上げます。
濱北会長	ありがとうございました。
城戸推進委員	続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に伺います。
濱北会長	城戸です。先ほど説明がありましたように、そのまま畑として利用するっちゅうことで、別に問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。
増岡委員	ありがとうございました。今、事務局と農業委員、推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。
木原書記	ちょっとお伺いするんですけども、ここはみな畑でね、ほとんど周りは全部住宅地になっているのね。これところで畑をするといつて、果たしてしてくれるのかどうか、それが宅地になっていくのか、ちょっと危惧されるんですよ。作ってくれるのなら何の問題もないけれども、作ると言ったらあれだけれども、書面では問題ないと思いますけれどもね、最低限1年はしてほしいなと思います。
増岡委員	信じるしかないの。
木原書記	ええ、そうですね。
増岡委員	あとは、全ての今の地主さんが、結構遠方にいるので、荒れるのを防ぐのと。
木原書記	そういうことですよね。
濱北会長	まずは最低限管理して、作るという形で、信用していくしかないのかなと。
島川委員	申請人の信用やもんな。難しかもんな、この辺は。
増岡委員	作りよらすもんな。ただ、稲刈りどんは頼みよるだけで。
島川委員	頼んでるだけでしょ。
中嶋委員	トラクターとかなんか持っとらすけんね、ここに書いてあるごと。
島川委員	機械は持っとらす。
濱北会長	持っとらすけんが。一応、持っちゃおらす、機械は。
中嶋委員	しよらすよ。新車ば買うてしよらすよ。ばってん、田植ば我がではせんわけたい。委託たい。
島川委員	全部作業委託たい。
中嶋委員	うん、作業委託たい。
島川委員	水管理はしよらすと。
増岡委員	水管理はしよる。
島川委員	すみません、いや自分でしているところは見たことないです。
増岡委員	水管理はしよる。
濱北会長	いいです。
濱北会長	ほかにございせんか。
濱北会長	—ありません の声有—
濱北会長	それでは、農業委員の方の挙手をお願いいたします。
濱北会長	—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号4番は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。

吉田事務局長

14ページです。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。

まず、議案書の16、17ページ、受付番号が1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲中学校東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の11、12ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築及び業務用資材置場建設に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、住宅ローン仮審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年7月1日より着工予定、令和3年4月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築部分是非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っており、資材置場及び通路等は必要な面積であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地の北側にある水路との境には盛土工事に先行しL型コンクリート擁壁を造り、土砂の流出等ないようにするという事です。住宅建築や資材置場は敷地境界から十分に控えてあるため、周辺農地への影響はないという事です。万が一、周辺農地等に被害が生じた場合及び生じるおそれがある場合は、申請人が責任を持って対処するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は北側水路へ排水という事です。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員6番の濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番、濱崎です。周辺は住宅に囲まれていて、今後も住宅になっていく土地なのかなと思います。現在は耕してはありますけれども、特別作物を作っている感じはありません。審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員の説明がありました。この件について何か質問、御意見等はございますか。

中嶋委員

結局、これはこん人が買うてから、建ててから売却ということですか。

木原書記

いや、この人の家です。

中嶋委員

え？

木原書記

申請上は、この人の家です。

中嶋委員

じゃなかろう。そがんしてから売らすとやろうだい。

木原書記

それだったら借家になるので。住宅ローン審査は出さないと思うんですよ。住宅ローン審査が出てるんですよ。

中嶋委員

この人の名前でや。

木原書記

はい。

増岡委員

これ資材置場って。

木原書記

資材置場は事業用の資材置場ですけれども。

松野委員

ちょっといいですか。ここだけ農地でぽつんとあるわけですよ。

木原書記

はい。

松野委員

これは5条とかという予定で、最初からというのはいないんですか。

木原書記

今のところ聞いていないです。

松野委員

あくまでも3条の農地としてということですね。

木原書記

ええ。

濱北会長

ほかにございませんか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号2番です。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、議案書の18、19ページになります。受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は腹栄中学校東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の13、14ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第

33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に設置されるものであるため、不許可の例外に該当すると思われま

す。資力につきましては、金融機関からの融資見込証明書の融資額が事業費を超過しているため、適当と思われま

す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年6月1日より着工予定、令和2年12月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準の面積、おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、盛土部分の崩壊により隣接地への土砂が流出しないよう留意して施工を行うということです。また、周辺の土地に、造成時、建築時に支障がないよう事前に説明を行い、廃材、工事発生水等、作物に影響が懸念されるものの処理については、十分に注意して施工を行うということでございます。雨水、土砂流出等や周辺農地への被害があった場合は、転用事業者において速やかに責任をもって対処するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については自然浸透ということでございます。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。ここで補足説明を農業委員2番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

前、1年くらい前だったと思いますけれども、致し方ないのかな、きれいにしてあったから。ほかは別にいいと思います。よろしくお願

濱北会長

いいたします。ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上章推進委員に御意見を伺います。

池上(章)推進委員

担当の池上です。この土地は今お話がありましたように、両方購入されるようなことで、家を建てるというんだったらいいかなと思うんですけれども。

去年はでっかい木が横たわってたんですけども、今はそれが1週間ぐらい前かな、ちょうど私が別ので回っていたら、四、五人来てからその木を伐採してあったんですよ。その後に見に行ったら、きれいに片付いて、まだ丸太は残っていますけれども、家を建てるんだったらいいのかなと、あれだったら家を建てるのはいいかなと思うんですけれども。

あとは、周りは住宅と畑ぐらいですかね。ほとんど住宅になってしまっていますけれども。一つは今ここに書いてありますように、農地の方への迷惑というか排水ですね。ちょうど今この下のほうは、保全体で道

濱北会長	<p>路と水路を造ってあるんですよ。ちょうどその上になるんですよ、反対側に。そっちのほうに被害がなければいいかなと思っているんですけども、皆さん審議をよろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから推進委員の説明がございました。今の件について何か質問、御意見等はございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
土山委員	<p>3番の土山です。ここに家が建つとはよかばってん、なんか私を感じつつは、第1種農地に対して例外規定のなんか簡単に適合するごたっなと思っかね。適用除外ちゅう感じかな。10haぐらいの農地が第1種やろう。</p>
木原書記 土山委員	<p>はい。</p> <p>何でかちゅうとですね、私も荒尾のほうに1枚あつとですたい、ちょっと麦作つとつこの。そこば太陽光ばするかなと思っしよつたら、第1種農地やけん大体できんとやもん。</p>
木原書記 土山委員	<p>太陽光はできないです、第1種に。</p> <p>ほっで、家がどうしても必要ちゅうなら例外規定があるばってん、こが簡単によかつね。個人住宅ば建つるために例外ば出さるっわけ。</p>
木原書記 土山委員 木原書記	<p>個人住宅を建てるための例外が、今、その例外なので。</p> <p>例外規定のなんか甘かごたんと思っかね、俺の感じじゃ。</p> <p>この例外規定があるからここに個人住宅が建てれるという感じなんですよね。ここに建てるけん例外規定を当てるんじゃないなくて、例外規定があるからここに建てれるなんです。という解釈ですよ。</p>
土山委員	<p>何かややこしかな。なら、ずっと今から第1種農地に食い込んでくるちゅうこつたいね。</p>
吉田事務局長	<p>そうです。これは集落接続という例外規定で、周囲に家ん建つとっでしよう。これがぽつんと第1種農地の真ん中には建てられんばってんが、集落が接続しているところの例外。</p>
土山委員 木原書記 土山委員 吉田事務局長	<p>そんならよかわけ。</p> <p>横に横に横に横にという感じです。</p> <p>ほんならず一つと横に横にという例外な。</p> <p>そうです。だけんが、順番にという言い方がおかしかばってんが、そういう形なら例外でという話です。</p>
木原書記 土山委員 木原書記 濱北会長 木原書記 中嶋委員	<p>白地でも真ん中は駄目ですよ。</p> <p>横はよかわけたいな。</p> <p>ずっと横に横に横にという。</p> <p>例外は集落接続と言うと。</p> <p>集落接続という感じですね。</p> <p>つなげていかんと。道のりは長かかもしれんばってん、つなげていかんなん。</p>

土山委員  
木原書記  
吉田事務局長

隣に宅地があるけんよかちゅうこったい。  
そうです。

場所ですすね、どうしてもやっぱり。1種は基本、できんとばってんが、ここなら一種のうちの例外規定が使えるよというとは使ってきとんなさっです。

濱北会長

よかですか。ほかにございせんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、受付番号2番の賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。  
—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号3番です。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、議案書20、21ページです。受付番号3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、腹栄中学校東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の15、16ページを御覧ください。

申請理由につきましては、借家2棟建築のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合は原則として許可になります。

資力につきましては、申請人の代表者から資金貸付額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。なお、貸付金額の証明として金融機関から残高証明書が添付されており、貸付額を超過しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年6月10日より着工予定、令和3年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、借家2棟を建築によるものであり、1棟の建築面積が非農家住宅基準面積、おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、工事をする際には周辺に迷惑をかけないように施工するという事です。また、現地との境界にはブロックを設置し、土砂の流出がないようにするという事です。事業において周辺農地への被害発生はないということですが、万が一周辺農地への被害等が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、申

	<p>請者が責任を持って解決するというところでございます。</p> <p>その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については原則敷地浸透し、建屋の雨水については雨水ますを設け、道路側溝への排水ということでございます。</p> <p>以上、受付番号3番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を2番の増岡委員にお願いいたします。</p>
増岡委員	<p>ここは、前は手入れが必要なところがきれいになっておりまして、それを宅地にするというなら、なかなかきれいになっていいんじゃないかなと思います。別に、ずっと景観がよくなっていいんじゃないかなと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上章推進委員に意見を伺います。</p>
池上(章)推進委員	<p>池上です。この土地は以前から畑みたいな感じで、畑といますかね、何も作ってなくて、任されてはないみたいですけど、誰かが管理はしてあったみたいなんです。道路も昔は狭い道路だったんですけども、今は中学校への通学路みたいな感じで少し広がっています。軽ぐらいだったら離合ができるぐらいの大きさの道路がありまして。</p> <p>ここは、排水とかなんとかは全部下水が通ってますので、周りへは迷惑はあんまりかかんないんじゃないかなと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か御意見等はございますか。ないですか。</p>
島川委員	<p>買うてから1年以内ぐらいやろう、譲渡人。1年たつとるか。</p>
木原書記	<p>そのくらいです。</p>
中嶋委員	<p>手前の黒かつは何じゃろうか。</p>
木原書記	<p>金魚池です。</p>
中嶋委員	<p>これだろう。</p>
木原書記	<p>どの写真ですか。</p>
中嶋委員	<p>こっち。上の左側の。</p>
木原書記	<p>これは歩道です。歩道の縁石です。</p>
中嶋委員	<p>あ、そこは舗装してあつと。</p>
木原書記	<p>はい。歩道の縁石です。縁石と歩道です。</p>
中嶋委員	<p>あ、縁石か。</p>
木原書記	<p>これは歩道の縁石ですよ。</p>
中嶋委員	<p>段があつとか。</p>
木原書記	<p>歩道の縁石と影です。</p>
中嶋委員	<p>今見てわかった。そがん言わると分かった、家ん建つなら。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p>

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号3番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号4番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは、議案書の22、23ページになります。受付番号4番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲ひまわり保育園東側、旧六栄保育所の東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の17ページ、18ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴い住宅用地までの通路建設に伴う、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外要件につきましては、農地法第5条第2項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第11条第1項第2号ニ及び同法施行規則第54条の規定に基づき、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る同法第5条第2項第1号ロに掲げる土地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る同法施行令第13条に掲げる土地の面積の割合が5分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると思われま。ちょっと長ったらしいですが、事業があるところの3分の1以内を超えない場合の例外規定となります。

資力につきましては、住宅ローン事前審査結果通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と思われま。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年6月10日より着工予定、令和2年7月30日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、住宅用地までの必要な面積であり、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、工事をする際には周辺に迷惑をかけないよう施工するという事です。また、隣地との境界にはブロックを設置し、土砂の流出がないようにするという事です。事業において周辺農地への被害発生はないということですが、万が一、周辺農地等への被害が生じた場合及び生じるおそれがある場合は、申請人が責任を持って解決するという事です。

	<p>その他、雨水については敷地内浸透ということでございます。          以上、受付番号4番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。その道がまだ狭いもんで、その拡張のためのあれと思われま。審議のほどよろしく願います。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。</p>
城戸推進委員	<p>城戸です。家を建てるということで通路が必要ということなので、別に問題はないかと思うんで、審議のほうよろしく願います。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、説明がございましたけれども、今の件について何か御意見、質問等はございますか。</p>
土山委員	<p>道のでけんと建てられんけん。</p>
松野委員	<p>奥の原野に家を建てられる。</p>
木原書記	<p>そうです。原野に家を建てられます。</p>
松野委員	<p>そのための道路。</p>
木原書記	<p>はい。</p>
島川委員	<p>原野ちゅうか、あそこは開田やったばってんが、それを放棄しとらすわけたい。</p>
中嶋委員	<p>ずっと確認に行きよったけんね。無人へりすつとに大変だった。</p>
島川委員	<p>今、竹を切りよらすとやろう。竹ば切りよったろうが。</p>
中嶋委員	<p>ああ、竹か。</p>
木原書記	<p>竹藪です。竹ば切りよらしたです。</p>
島川委員	<p>今、切りよる。もう大概終わつとうよ。</p>
濱北会長	<p>何かほかにないですか。</p>
	<p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>ほかにないようですので、受付番号4番について農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号4番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>次に進みます。</p>
	<p>24ページです。議案第6号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
吉田事務局長	<p>それでは、議案第6号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。</p>
	<p>今回の申請につきましては、25ページが総括表となり、2020年の期間ごとの総括になります。</p>
	<p>26ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設</p>

	定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。
	詳細については27ページになります。賃借権が4件、10筆1万4,660㎡となっております。
濱北会長	以上、議案第6号の説明を終わります。
	ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。
濱北会長	—ありません— の声有—
	ないようですので、賛成の農業委員の挙手をお願いします。
濱北会長	—賛成者挙手—
	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定をいたします。
	以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんからその他の件で何でもいいです、御意見がございましたら。
	ないですか。何でもいいです、質問でもなんでもいいですよ。
楠田推進委員	はい、どうぞ。
	一番最後のページの賃料ですけれども、3万3,000円ってなっとなつてますかね、10アール当たり。上が6,000円ですけれども、その下は3万3,000円。一番最後のページ。
木原書記	ちょっと確認します。
中嶋委員	印字の間違いかな。これは筆の金額じゃなかろうね。
木原書記	横が10アールの間違いじゃないかなと思いますけれども。
中嶋委員	1筆幾らじゃろう。
木原書記	これ1筆幾らかもしれないです。
中嶋委員	1筆じゃない。10アール……。それとも、これは柿かなんか植わっとうとね。
木原書記	ここはミカンです。
中嶋委員	ミカン。
木原書記	多分、上の1反2畝が4,000だけん、4倍ぐらいすつと3万3,000円になるけんが、もしかしたら1筆当たりかもしれないです。
中嶋委員	これは出し手の人は長洲の人やなか。出し手の人も長洲の人やなか。
木原書記	すみません、これは1筆ですね。1筆です。
中嶋委員	1筆。
木原書記	それで全体で5万みたいなので、それを割戻してるだけです。
中嶋委員	全部で5万。
木原書記	全部で5万。それを面積割しただけなので、10アールじゃないです。1筆当たりですね。すみません。
中嶋委員	これは出し手も長洲の人じゃなかっでしょう。
木原書記	出し手も長洲の人じゃないです。
中嶋委員	知らんもん。
濱北会長	ほかにないですか。ないですか。

濱北会長

—ありません の声有—  
なければ、事務局のほうから何か。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について
2. 農業委員会委員改選について
3. 次回農業委員会の日程について

濱北会長

これをもちまして、令和2年度第2回長洲町農業委員会定例会を閉会  
いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前11時04分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印